

明治後期秋田県における冬季戸外運動の奨励について

森田 信博

A Encouragement of Winter Outdoor Sports in Akita in the later Meiji era

Nobuhiro MORITA

The purpose of this study is intended to investigate spread of winter outdoor sports in Akita in the later Meiji era. Akita prefectural governor and Akita educational society encouraged outdoor sports, especially outdoor sports in winter. For that purpose following steps were taken.

1. Introduction of plays and games an outdoor. That methods set a good example for teachers and pupils.
2. Introduction of outdoor sports and games on snow. That were very good examples but that were little practical used by teachers and pupils.
3. Opening of skate rink on the moat of castle site and ice athletic meeting on Hachiro lake. Skete and ice athletic meeting on Hachiro lake was crowded with over one thousand people.
4. A course in skiing and the instructions to promote skiing. Skiing began to spread all over the prefecture rapidly in the end Meiji era.

1. はじめに

明治19年4月に改正教育令が廃止され、小学校令をはじめとする各学校令の公布により、日本の近代教育制度の基礎が確立されていった。そして明治23年の小学校令の改正で小学校教育の目的が明示された。さらに翌年の小学校教則大綱では体操の目的が初めて明示され、「身体の均斉のとれた成長」「精神の快活、剛毅」「規律を守る習慣」等の項目が掲げられた。体操の内容も学年、男女に区分され遊戯、普通体操、兵式体操そして戸外遊戯、水泳となっていたが、一方で尋常小学校では明治33年まで「土地の情況によって欠くことができる」随意科目扱いでもあった。学校の施設設備の不十分さもあったが、知育中心の学校教育の状況が体育を軽んじていたことは全国的にも否めない。さらに教科としての体操の内容も普通体操が中心で、戸外で活発に運動するということはほとんどなかったと考えられる。

秋田県の学校体育も同様な状況であったと考えられる。さらに雪や不順な天候で寒冷地となる冬季の4ヶ月ないしは5ヶ月間は、戸外での活動さえほとんど行われない状況となる。例えば明治31年2月、横山師範学校長は県内の冬季学事視察報告を行い、「暖かなるとき、校外にて運動するてう習慣少し」「教員の閉居主義は、必ず之

を排除せざるべからず」と指摘している¹⁾。雪深い冬期間は静かに家の中で過ごすという生活習慣が、冬期間の暖かい時にも戸外でほとんど活動しないという状況を生みだしそれは冬期間以外でも習慣化されていった。明治後期には大日本憲法の発布や教育勅語の公布等により近代国家の基盤ができつつあり、日清、日露戦争により世界の列強に伍するために、ますます国家主義的な教育が求められた。そのためには年間を通した体育、各種の運動実施により教科の目標を確実に達成するのみならず、国の富国強兵策に貢献できる施策や人物の養成が求められていった。

学校の体育が明確に位置づけられた明治後期において秋田県では、戸外での活発な運動をどのように奨励していったのか。そしてとりわけ半年近くにおよぶ冬期間の悪条件をどのような対策で克服しあるいは逆に活用していったのかを明確にすることが本研究のねらいである。その経緯の考察は地域の特性に応じた体育・スポーツの見直し、検討を進めていく時のひとつの具体例となろう。

2. 戸外での運動・遊戯の奨励

明治31年9月に秋田県師範学校附属小学校から「戸外遊戯奨励法」が公表された²⁾。その内容は私立秋田県教

育会雑誌に「戸外遊戯奨励方法」として掲載された³⁾。そこでは県内の小学児童が「戸外に活発の遊戯を試みる良慣に欠ける」ことは気候も多少の原因とあげられるが、最大の要因は「教員自身戸外に於ける遊戯に対する興味」がないことで「適良の遊戯を奨励せざる」ことが重要であるとしている。そこでは戸外での遊戯奨励方法を次のよう提案している⁴⁾。

- 1) 遊戯の種類を選びて教授細目を製し且つ所用の遊戯品を整備すること。
- 2) 尋常科三学年以上の各学級に男女各運動委員を置き其級の運動を奨励せしむ但し委員は正副二名宛とし受持教員之を指名す。
教員は毎月一回委員を集めて優劣の公評をなすこと。
同級生に運動せざる者あるときは委員は之を教員に報すること。
運動視察簿を製し平素の成績を記入し進歩賞を行ふの参考に供すること。
- 3) 看護心得を設くること。
- 4) 賞与を行ふこと。
賞与を分かちて進歩優等の二となす平素の成績を査定し祝祭日等便宜に施行するものを進歩賞とし運動会に施行するものを優等賞とす。
- 5) 運動会の準備練習を廃し其運動の種類は平素練習せしめたるものを以て之に充つべし且其種類は予め生徒に知らしめざること。
- 6) 遊戯を一ヶ月に一時間つつ体操時間に加へ新材料を教授すること。
- 7) 時間の終に於ては戸外に引率して解散せしむること但し雨天沍寒の節は此限りにあらず。
- 8) 休憩時間を15分とすること。

そして主な「遊戯用品」として次のものがあげられている。

竹竿、輪、毬、豆囊、細引縄、色旗、襷、帽、網、ボール、杭同籠、御手玉、羽根、羽子板、空気球、縄、砲礮、骨牌札、小黑板、指環、金棒、ブランコ、海軍遊戯徽章、陸軍遊戯徽章、匙、造花、足結襪、大机、ボール、ボール用ジャク、手拭、綱、ロンドンニス用具一式

さらに学年男女を区別して具体的遊戯があげられている。

尋常科 一、二学年

門、兄弟妹、風車、蓮花、輪、花買、歌舞、蝶、カゴメ、環、家鳩、猫鼠、一羽の鳥、輪くぐり、民草、プロネート、黙禮、摘隠遊戯、骨牌遊、盲目棒打、旗拾、芋拾、鬼、豆囊頭越

尋常科 三、四学年

ブランコ (男)、計算、ポートルース (男)、ブリゾナルベース (男)、二人三脚 (男)、旗戻 (男)、記憶遊、依藤太 (男)、砂遊、鎖行進 (女)、豆囊千鳥 (女)、輪投 (女)

高等科 一、二学年 男子

器械操作、海軍遊戯、ベースボール、城奪、名誉大将、走馬燈、韓信、人馬、源平、飛去レ鳥

高等科 二、三学年 男子

器械操作、砲台攻撃、陸軍遊戯、障害物、突貫、脊飛、百足遊、打球

高等科 一、二学年 女子

十字行進、方形行進、コントラダンス、スプーンレース、猿鬼、投球、一主多賓、場所替、盲遊、飛去レ鳥

高等科 三、四学年 女子

地球運動、鎖行進、方形行進 (複)、ボールス、代言遊、城奪、狐と牝鶏、組遊、^(ママ)ロンドンニス

この奨励法が発表された時点では、明治23年の改正小学校令が施行されており、尋常小学校では体操は「土地の情況によって欠くことできる」随意科目になっていた。しかし小学校教育の目的が明確にされ「児童身体の発達に留意して」道徳教育、国民教育、知識技能教育が求められていった⁵⁾。翌24年に公布された小学校教則大綱で、体操は「身体の成長を均斉にして健康ならしめ、精神を快活にして剛毅ならしめ、兼ねて規律を守るの習慣を養うを以て要旨」とすることが初めて明示された⁶⁾。そして尋常小学校では、はじめに適当な遊戯を行い、徐々に普通体操を加えながら男子には兵式体操の一部を指導し、高等小学校では男子には主に兵式体操、女子には普通体操もしくは遊戯を指導していくことが示された。さらに土地の情況にあわせて体操時間の一部もしくは時間外に活発な戸外運動を行っていくことも加えられている。このことは明治27年9月の井上文相の文部省訓令でさらに強調された⁷⁾。

このような状況下で附属小学校の戸外遊戯奨励の方法が公表された。それは全国的な課題でもあり、秋田県では体操科の実施状況やそれに関連する施設、用具等にも大きな問題があったが、まず教師に戸外運動の必要性を認識させる段階であったことが伺われる。この奨励方法は季節を問わないものであるが、「雨天沍寒」の時は戸外での運動を求めているところから、冬期間は想定されていないと考えられる。

しかしこの奨励方法によっても戸外運動の普及は進まず、明治34年11月にも「東北一般の風として、戸外の運動をなすが如き、未だ盛なるに至ら」ず、「運動を好む習慣」は小学校時代からの奨励が行われないと効果が上

がらないと指摘されている⁹⁾。秋田県の各郡市の教育会は体育の促進のために運動部設置、運動会の開催や地区小学校連合運動会等を開催していくが⁹⁾、運動会も多くの問題を引き起こしていった¹⁰⁾。

明治35年4月、仙北郡教育会は会の事業として「運動クラブ」を設けることを協議するための委員会を設置し、翌年4月に「運動クラブ規程」を定め郡内小学校の運動奨励案を提出した。郡教育会の各支部に運動クラブを置き、男子は「徒競走、二人三脚競争、野球、庭球、相撲、障害物競争、女子は庭球、提灯競争、豆囊競走」から実施種目を選択し、種目ごとに優勝旗を争うものである。そして種目ごとに優勝校同士の決定戦も予定された。野球は毎月1度の対外試合が実施されていった¹¹⁾。その後、明治38年5月に仙北郡医会長から知事に対して「体育奨励についての建議」が提出された。その内容は日露戦争後の「儉約、貯蓄、殖産の奨励」に加え「根本的動力となる国民の体力はひ弱であり、体力奨励は現下最大の急務」として、各郡市医会への諮問や各郡市町村に適切な方策を講じることを要望している¹²⁾。

3. 冬季の戸外運動・遊戯の紹介

明治38年12月に秋田県より市郡長と県立学校長に対して児童生徒の「雪中遊戯奨励の件」に関する通牒が出された¹³⁾。そこでは冬季積雪時に児童生徒が戸外において運動することは極めて少なく、その弊害は「活発なる元気を消磨し消雪後と雖屋外の運動を厭忌するの習慣を馴致」することが避けられないと指摘する。そして厳しい寒さは運動するには不便であるが「指導其宜しきを得ば此弊を除却する決して難事」ではなく、各学校において積雪を利用する「適良の遊戯を研究し之れを実施」して従来の弊風の一掃を指示した。そしてその際の参考例として、以下のような北海道で行われている「雪中遊戯方法」が添えられた¹⁴⁾。小学校用として16種目、中等学校用として4種目があげられ、詳細な説明もあり指導、応用、実践ができるようになっている。その概略は以下のようなものである。

(1) 小学校の雪中遊戯

1. 雪踏
2. 雪山築き
3. 壘奪い（尋常第三、四学年以上の男子）
4. 雪すべり
5. 雪泳ぎ競争
6. 搜索遊戯
7. 模型製作
8. 雪合戦
9. 雪の花園（尋常第一学年）
10. 遠洋漁業

11. 人梯掌上競争
12. 雪玉転がし
13. 築城及城落し
14. 雪玉運び競争
15. 軍艦遊び
16. スケート遊び

(2) 中等学校の雪中遊戯

1. 日々の雪中遊戯
2. 定期の雪中擬戦
 - 1) 戦隊の編成
 - 2) 築城構壘
 - 3) 旗奪
 - 4) 余興
3. 部隊行軍遊戯
4. 雪中徒競走
 - 1) 雪のない時の競走
 - 2) クロスカントリー競走

4. 秋田県教育会の調査報告

上述の通牒が各学校でどのように実施されていったのかは、現在のところ明らかではない。しかしその後報告等がほとんど見られないことから、大きな成果が上がったようには思われない。明治45年1月、秋田県教育会の第一部研究部が、県教育会長の諮問への答申として「冬季に於ける適良なる運動方法」という調査報告を行っていることも、十分な成果が上がっていない状況を伺わせる¹⁵⁾。研究部は、「児童身体発達の程度及体質の強弱に相応」させながら「冬籠りの風習を打破し寒気に抵抗して活動するの習慣を養うは児童訓練上の要件」であるとして、奨励すべき運動等を提示している。

1. 雪を利用する運動
 - 1) 氷滑り 2) 橇遊び 3) 雪遠磨 4) 築山、築城
2. 雪に利用する運動
 - 1) 遠足 2) 駈足 3) 旗取競争、陣地占領、陣馬競争等 4) 相撲 5) 綱曳
3. 運動に関する準備
 - 1) 服装：男女とも筒袖 ただし男子は洋服、女子は体操服等であれば最も適切。
履物：運動にふさわしく藁靴等を用いて適宜防寒の準備をする
 - 2) 屋外運動場：踏俵等を用いて常に踏み固めておくこと

「北海道雪中遊戯方法」に比べて極めて簡潔な報告内容であるが明治38年の通牒とほぼ同様の趣旨である。しかし児童の身体発達や体質の強弱に合わせて指導してい

くとの注意事項は、具体的な配慮がどのようなものであるのか不明であり、積極的な実施を求めていくには不十分であったであろう。その意味でこの「奨励すべき運動」は、「北海道雪中遊戯方法」を十分に検討したものとは思われず、特に「雪を利用する運動」はさらに多様で詳細な分類や実施方法の記載が必要である。また屋外運動場を「常に踏み固めておく」ことが可能であり、必要であるかも疑問となる。これを運動を行う条件とせず、「北海道雪中遊戯方法」のように雪踏みも運動・遊戯にしていくような工夫が現実的である。ここにあげられた運動種目は奨励されていくものであり、実際にはそれほど実施されていないと考えると、明治38年の通牒が十分に実施されていったとは思われない。これが秋田県での明治末の学校での冬季の戸外運動・遊戯の実施状況と考えられる。

5. スケートの奨励

(1) 氷滑練習所の開設

明治40年代にはいと秋田県にもスケートが徐々に普及し始め、明治41年1月には秋田県師範学校「生徒街上にてスケートを行ふもの多し¹⁶⁾」という状況であった。しかし冬期間の戸外運動奨励の成果は十分とは言えず、明治42年12月県教育会は「冬日安居の旧慣を打破し身体精神の発育を計る」ことを目的に「氷滑練習所の開設」を県知事に建議していく¹⁷⁾。この氷滑練習所の開設とさらに後述する氷上大運動会の計画は、県知事であり県教育会会長でもある森正隆の発案であるともいわれる¹⁸⁾。そのためか直ちに承認され、樋泉慶次郎女子師範学校長が当時スケート先進県であった長野に「諏訪湖上の氷滑運動を視察研究」のため派遣された。その報告を受けて、12月18日の県教育会常議員会で氷滑練習所の開設の協議が行われ、樋泉を委員長として安土栄之助ほか18名が開設準備委員に任命された。

翌43年1月30日、「午前10時より市立明德小学校前庭に於て」氷滑練習所の開場式が開催され、森知事兼教育会会長をはじめ軍関係者、視学、各学校職員そして各学校から生徒約2000名が参加した。式典終了後、氷滑練習所となる千秋公園「岡本濠」に移動して各種のスケートの滑走が行われた。はじめに3、40名が一組となり全員による「随意滑走」が行われ、次に各学校の選手の模範滑走が披露され「各自独特の妙技を演じて片足にて滑る者、後ろ向きとなりて駈る者或は左右前後の区別なく方向転換をなして滑る者」などその見事な演技に「観衆をして覚えず拍手喝采」が起こった。最後に3、40名一組で氷上にまいた「蜜柑拾」競争が順次行われ、12時にけが人もなく閉会式を迎えた¹⁹⁾。

この開場式後の第1回練習会に続いて、2月5日に

「岡本濠」のとなり「廣小路穴門堀水上」で県立学校生徒、小学校児童など500余名が第2回氷上練習会を開催し、翌6日の第3回練習会には600余名が参加した²⁰⁾。参加者の多さや選手の技能などから、氷上練習所ができる以前からスケートが普及していたことを伺わせるが、県や教育会が戸外運動の奨励を進めながらスケート場などを特に整備せずにきたという状況を示すものである。

(2) 氷上運動会の開催

氷滑練習所の開設が冬季戸外運動の奨励を促したことを受けて、県教育会は明治43年12月常議員会で「氷上運動会」と「八郎湖上にて氷上大運動会」の開催を決定した。翌44年1月11日に「八郎湖氷上大運動会」準備のため「秋田市及各県立学校職員及小学校職員、南秋田郡市役所、山本郡市役所、両郡同湖沿岸の各小学校職員94名」を委員に任命した。そして1月14日にその氷上大運動会に先立ち秋田市楢山運動場で「氷上運動会発会式」が開催された。児童生徒約千名と多数の観衆が運動場を取り囲むなか、森会長は次のような厳しい訓示をしている。「東北の人間は寒国に生まれて居るに拘わらず雪に恐れ冬になると家にばかり引込んで炬燵に入って居るといふ有様だ。之では到底天下に事をなすことが出来るものでない。苟も天下に事をなさんとするもの寒苦に堪え辛酸をも忍び得る人間でなくてはだめである。冬は風雪をもものとせず夏は暑さを何とも思わぬ様に身心を鍛えなければならぬ」と氷上運動会の趣旨を示し冬季の戸外運動の奨励を促した。

会長の式辞に続いて、運動場の雪が取り除かれ、随意滑走、模範滑走、蜜柑拾のスケート競技が行われた。しかし除雪が十分ではなく水も薄いこともあり滑走は十分ではなかったが、声援の中、約2時間にわたり発会式が続けられた²¹⁾。

(3) 八郎湖氷上大運動会

1) 第1回八郎湖氷上大運動会

氷上運動会発会式の翌日に続いて開催される予定であった「第1回八郎湖氷上大運動会」は暴風雪のため明治44年1月24日に延期開催された²²⁾。当日も寒波が続いていたが、午前8時に来賓、有志、教職員そして児童生徒800名が秋田駅に集合し²³⁾、8時半号砲と共に18両の臨時列車で出発した。五城目駅到着時には近辺町村の関係者、教職員、児童生徒、観衆ら約3000名が出迎えた²⁴⁾。その声援の中、参加者は駅前から各学校旗を押し立てて約2kmはなれた湖上の会場まで行進した。八郎湖上には東西126m(70間)、南北216m(120間)の氷上運動場が設けられ、中央に本部、来賓席、委員席、教育会会員席、警察詰所、衛生隊等が設置され、その周囲を9m(5間)から18m(10間)の幅で除雪がされた滑走路が準備された。午前10時40分にラッパの合図で競技が開始され、穏

やかな天候に恵まれた会場には5000名以上の観衆が詰めかけた。そして競技は次のように進められた²⁸⁾。

1. 随意滑走	県立学校	(2周)	1回
	小学校	(2周)	2回
2. 旗取滑走	県立学校	(長径)	3回
	小学校	(長径)	5回
3. 千鳥滑走(前進)	県立学校	(長径)	1回
	小学校	(長径)	1回
4. 後滑り滑走	県立学校	(1周)	1回
	高等・尋常小学校	(短径)	2回
5. 蟹滑り滑走	各校	(長径)	1回
6. 一脚滑走 (昼食)		(長径)	1回
7. 氷上徒歩競争	郡部小学校		3回
8. 選手滑走	尋常小学校	(1周)	1回
	高等小学校	(1周半)	1回
	県立学校	(3周)	1回
9. 来賓滑走	児童・大人	(1周)	2回
10. 飛入徒歩競争			

昼食時には会場近辺の飯田川、大久保、一日市、大川、五城目、面潟村の「熱誠なる接待に依り赤飯、折詰、酒、吸物等の饗応あり八郎湖産の魚類を材料としてその美味を紹介せる処用意周到」な接待を受け²⁹⁾、午後2時過ぎまで競技が行われた。午後4時半に秋田駅に到着した際には、森会長をはじめ数多くの関係者に出迎えられ、当日の引率責任者岩元事務官による「教育会万歳三唱」をもってその場を解散している。

同年5月の県教育会総会で、この氷上大運動会に関して「非常の盛況を見るを得たり之れ実に本県未曾有の事に属す」と報告された²⁷⁾。

2) 第2回八郎湖氷上大運動会

第1回八郎湖氷上大運動会の成功をうけて、明治44年12月の常議員会で翌45年1月20日に榊山運動場で氷上大運動会発会式、翌21日に第2回八郎湖氷上大運動会を開催することが決定された。八郎湖氷上大運動会は前年同様秋田駅より師範学校、秋田中学、工業学校および各小学校児童生徒、約700名のほか途中、土崎駅(89名)、大久保駅(74名)、五城目駅(360名)から乗車して約1200名が目的地の鹿渡駅に到着した。鹿渡駅から約540m離れた八郎湖上の会場には、前年と同様な東西126m(70間)、南北216m(120間)の運動場と9m(5間)ないし12.8m(7間)の幅の滑走路が設置された。

大寒の入りで「例年なら北風凛冽烈飛雪繽紛の光景たるへきに朝来陽光麗かに東南の風頻りに暖を送りて身上に在るも殆んど何等の寒さをも感じない」日和であったために「湖上の雪は見る間に融解し水縦横に会場を流

れつつある状況であるから滑走は到底満足に行うことができないような状況であった²⁸⁾。競技には悪条件であったが、穏やかな天候に能代、森岳をはじめ近隣の小学生、父兄らが集まり、児童生徒約2000名を含め「ほぼ一万前後の人員あるべし」という盛況な氷上運動会となった。

今回は知事でもある森教育会会長も出席し多くの来賓の見守る中で、午前10時にラッパの合図で随意滑走種目から競技が始められた。しかし「湖上は氷結せず(マツ)唯雲のみ積って居るから滑走を妨げ充分技の妙技を尽す能わず²⁹⁾」という悪コンディションの中で、県立学校の旗取滑走、小学校の徒歩競争、後滑り競走が午前中に行われた。昼食をはさんで午後、選手徒歩競争、来賓競争が終わったところで、氷の融け具合が激しく模範滑走、選手滑走を取りやめ氷上運動会も万歳三唱で終了となった。

3) 第3回八郎湖氷上大運動会

明治45年5月の県教育会の代議員会で、氷上運動会がほとんど秋田市内の参加者の事業になっている点への疑問とこのまま継続していくかどうかの確認が議題となった。議論の結果、県より水泳練習会とあわせて500円の補助金が出されている限り、同じように開催していくことと了承された³⁰⁾。これを受けて、大正元年12月の常議員会で大正2年1月25日に榊山運動場で発会式、翌26日に八郎湖氷上大運動会を開催することが決定された。この時に「日本スキー倶楽部秋田支部員のスキー競技」を氷上運動会で行うことが決められた³¹⁾。

大正2年1月25日、榊山運動場で氷上大運動会発会式が開催され、児童生徒約3000名が参加して、まず「スキー平地行進」が行われ、小中学生の体操、徒歩競争、唱歌等が行われた³²⁾。翌日、午前6時50分秋田駅に第3回八郎湖氷上大運動会参加児童生徒約1200名が集合し、途中土崎、追分駅から乗車した者と、五城目、鹿渡方面からの参加者を合わせて、会場の大久保駅では、約2000名となった。降りしきる雪の中八郎湖には例年と同様に中央に本部、来賓用の大天幕二張りを取り囲むように東西90m(50間)、南北180m(100間)で幅9m(5間)の滑走路が設置され、約7000名の観衆が見守る中午前10時より午後2時まで以下のようなスケート種目とスキーの模範演技が行われた³³⁾。

1. 随意滑走			
2. 旗取滑走	県立	(1周)	5回
	小学校(地方校を含む)	尋常(半周)	8回
	高等	(半周)	4回
3. 徒歩競走	県立	(1周)	2回
	高等	(1周)	2回
	尋常	(半周)	4回
	女	(半周)	1回

	地方学校尋常 (半周)	4回
	地方学校高等 (半周)	2回
4. スキー平地行進	有志	1回
5. 後滑り	県立 (短径)	1回
	尋常 (短径)	1回
	高等 (短径)	1回
(昼食)		
6. 模範滑走 (千鳥蟹一脚)	数名 (1周)	1回
7. 選手滑走	尋常 各学校3名宛 (1周)	2回
	高等 各学校4名宛 (2周)	1回
8. 来賓	滑走 (1周)	1回
	徒歩 (1周)	1回

八郎湖水上大運動会は回を重ねるごとに参加者も増え、冬季の戸外運動奨励の成果があがっていった。しかし大正2年5月の県教育会総会の年次報告で「近来スキーは本県の如き雪国に於いて練習の必要あるが本会もこれを認めてスキーを購入し各郡教育会に配布し又児童をして練習せしめたる」と今後はスキーを奨励していくことが提案された。これに続く代議員会で、スケートの奨励に関して質問が出された。これに対して幹事は「スケートは全面廃止したるにあらず然れどもスキーは大いに奨励する見込み」であると回答し、さらに「秋田地方の氷は信州や北海道の如くならされ故氷上運動会を始めてもスケートは思う様にはいかず故に昨年よりスキーも始めた」と理由を述べ、この時点では八郎湖水上大運動会の継続は未定であるとした³⁹⁾。しかし結局、12月の常議員会で経済的な理由も加え、スケート中心の八郎湖水上大運動会は中止された。これ以後大規模な行事は行われなくなったが、スケートは用具も比較的簡便で、これまでの奨励の結果、確実に愛好者を増やし、大正中期以後中等学校などの積極的な活動の基礎をつくったと言える。

6. スキーの奨励

(1) スキー講習会

秋田県にスキーが紹介されたのは、明治43年12月東京高等師範の永井道明が体操講習会と同時に持参したノルウェー式スキーの講習を千秋公園で行い、秋田中学の教師らが実際にスキーを体験している³⁹⁾。しかしその後秋田県ではスキーが普及すこともなく、前述したスケートが冬季の戸外運動の中心として行われていった。明治44年1月、新潟県高田でレルヒがオーストリア式のアルペンスキーを陸軍に指導し各地で講習会も開催されていたが、秋田県でスキーが注目されるのは明治45年に入ってからであった。

明治45年1月、秋田第17連隊所属の村野誠一中尉が高田のスキー講習会に派遣され「レルヒ少佐による雪地師

団専従員のスキー講習」を受けた³⁹⁾。村野が派遣から戻ると、森正隆知事は広くスキーの普及を図るために秋田市市内小学校、県立中学校、各郡小学校から職員、大林区署員等を2週間のスキー講習会に参加させている³⁷⁾。「午前八時より午後四時まで殆ど終日猛烈なる練習を続行」したという回想もあるが³⁸⁾、校長より命じられて3日遅れて講習会に参加した柳谷の日記が別の視点から状況を冷静に書き留めていると思われる³⁹⁾。

1) 柳谷直比古日記による講習会の状況

日記の記述から、柳谷は土崎尋常小学校の教師で、雑誌「理学界」を読み「物理学講義」をひもとき、講習を休んで「永井金風氏の東洋倫理講義」を聞きに行くという人物で、スキーや運動に積極的であるとは思われない。また個人的な日記であるので、講習会の記述も断片的で、講習内容も具体的ではないが、おおよそ次のような講習を受けている。

講習会に参加した職員等は20余名で、午前8時なしは9時より千秋公園と金照寺山で行われ、昼食をはさんで午後4時過ぎまで講習が班別で続けられた。講習は平地行進から始められ、横滑降、抛止法の後、斜面の行進、滑降中の足の交換、制動滑降、滑降中の方向転回へと進められた。雨などでスキーができない時には将校集会所で、『スキー術』（鶴見亘信著明治45年）によって学科も行われ「スキー術の我国渡来日尚浅きに其研究改良のなる流石に軍隊は其進歩発展に大努力を費やしつつある事を忍ばる」と感想を述べている⁴⁰⁾。その後弧状滑降、開脚昇、進行中の廻転法、クリスチャニヤ抛止法を学び、斜面を変えてこれらの種目の練習を行っていった。

そして講習会の最後にスキーを活用した太平山登山が実施された。2月27日午前8時半一行、17名はスキーを肩に担ぎ太平山登り口の木曾石村に着き、午後1時半三食分の握飯を腰にスキーを履き、11名がスキー登山に向かった。「目的地に向かふ屈水曲路獨木橋を渡る凡十回やがて太平瀧の険路を上がれば時は正に午後三時、予想に反せる雪落の山は雪を渡らんよりはむしろ灌木の鉄条網を過るとも云うべく遂に四名の落伍者を出し」さらに曇った空から雨が降り出してきた。ひとつの嶺の山頂にたどり着いた時には、午後7時半になり雨の中「つぶれた炭小屋」にて宿泊を取ることになった。暖を取るために薪を集め煙が蔓延するなかで雨の漏る小屋で7名が寝入ることもできず、夜明けを待たず計画を中断し下山することになり、午前11時半に無事連隊に戻った。そして翌29日にスキー講習会を終了している⁴¹⁾。

参加者は20数名と少なかったが、本格的なスキーの講習会であり、途中で下山することにはなったが、真冬のスキー登山はスキーへの関心を高めていくことになった。

(2) スキー奨励の訓令

スキー講習会の開始直後、森知事は明治45年2月14日付で郡市役所、県立学校、市役所、市町村立小学校に宛て、「スキー」及相撲奨励の件に関する秋田県訓令を公布した⁴²⁾。その訓令では体育の奨励として「撃剣、柔道、水泳及「スケート」等を課し漸次盛大に赴ける」ようになったことを評価しながら、新たに「スキーと相撲」を奨励していくことを要望している。スキーは早くからスエーデン、ノルウェーを始め欧米諸国で奨励され、「体力の鍛錬に交通軍事」に活用されている。そして最近日本の軍隊も特に雪国に不可欠な技術として第13師団（越後高田）が研究を進めた結果、「新潟、長野両県下に於いては民間にても目下盛んに之れか演習をなし各学校郵便局等亦競ふて之を採用し著々其の効果を収め」つつある。そこで秋田県でも「県立学校は勿論小学校等に於いても之を奨励し次て之れを社会に及ぼし以て将来学生の体力を練ると同時に一般人民の旅行通信及国防等の資に供する」ことを期待することがねらいとなっている。このように体育の奨励を越えて軍事的視点と冬の雪国での生活全般の向上を目標としてスキーが奨励されていく。

大正元年12月には、第1回スキー講習会参加者により「日本スキー倶楽部秋田支部」が結成され秋田県知事が支部長に就任した⁴³⁾。そして県教育会常議員会で前述した氷上大運動会の発会式、第3回八郎湖氷上大運動会で「スキーの平地行進」が演じられることになる。さらに翌大正2年1月にこの支部会員の山口、煤賀が高田の講習会に派遣され、帰秋後秋田支部主催の第2回のスキー講習会が開催され、50余名が受講した。大正2年以後は各地でスキー講習会の他、スキー競技会が開催されさらにスキー倶楽部も誕生していくように⁴⁴⁾、冬季戸外運動はスケートからスキーの奨励にかわっていく。

7. おわりに

学校体育がほぼ確立していく明治後期の秋田県における、戸外運動の奨励とりわけ冬期間における運動奨励について以下のようにまとめることができる。

1. この時期の秋田県では、年間を通して戸外で運動をするという習慣が見られないのは、天候や生活習慣に根ざした要素もあるが、教師自身が戸外運動に対する理解、興味そして豊富な内容を持ち合わせていなかったためである。「戸外遊戯奨励方法」の発表は具体的な内容、方法を示すものであったが、教師の自覚を促すという点では十分ではなく、特に成果が上がったとは思われない。
2. 冬期間の戸外運動の紹介と奨励は極めて重要で困難な問題であったが、県の対応は各学校に「適切な運動・遊戯を調査研究して指導」していけば難題ではないと

いう通牒であった。そして北海道で実施されている「雪中遊戯方法」の紹介に留まっている。これでは十分な実施が望めることもなく、その後の県教育会の調査でも成果が見られない。また同調査に添えられた「適良なる運動方法」も極めて簡素で具体性を欠くもので、冬季の運動奨励は各学校、教師に任されていたといえる。

3. 秋田県政、教育にさまざまな施策を行った森正隆知事兼教育会会長は、この問題を県の補助金を投入して県教育会の事業として実施していった。城の濠を利用したスケート練習所、運動場を氷結させたスケートリンクでの氷上運動会さらには八郎湖氷上大運動会の開催などである。これらは小学校、中等学校、師範学校等の児童生徒、郡市役場、学校教職員、さらには地域住民等も参加させた大がかりな行事となった。大規模であり経費上の問題もあり長くは続かなかったが、その後の冬季期間の戸外運動の促進には大きな契機となったと考えられる。
4. 森知事はスケートよりもスキーに対して、高い関心を示した。スキーは冬季の鍛錬運動に留まらず、交通、軍事、通信等の手段ともなりえ、雪国秋田には極めて好都合な運動であるとの認識が「スキー奨励の訓令」となった。スキーは運動、競技だけではなく各地にクラブが誕生し生活の手段として広く普及していった。

註および引用

- 1) 横山師範学校長：学事視察談 私立秋田県教育会雑誌 第69号 明治31年2月 1-4頁
 - 2) 秋田県師範学校編：創立六十年 昭和8年 757頁
 - 3) 私立秋田県教育会：戸外遊戯奨励方法 前掲誌 第76号 明治31年9月 36-37頁
 - 4) 私立秋田県教育会：戸外遊戯奨励方法 前掲誌 第76号 明治31年9月 36頁
- また参考書として以下の書籍があげられている。(前掲誌 37頁)
- 西洋男女遊戯法 (普及社)
 - 小学校幼稚園 遊戯の枝折 (大村芳樹)
 - 小学校遊戯教授書 (近藤直次郎)
 - 戸外遊戯法 (坪井玄道, 田中盛業)
 - 簡易戸外遊戯法 (岡出岱次郎)
 - 遊戯法 (白濱重敬, 志之目清真)
 - 実地体育法 (横井琢磨)
 - 保育遊戯唱歌集 (白井規矩郎)
 - 新編小学遊戯全書 (白井規矩郎)
 - ベースボール (高松慶太郎)
 - 改正戸外遊戯法 (坪井玄道, 田中盛業)
 - 新撰体操書 (水野浩)

新案海軍遊戯法（西圭一，野村佐衛美）

- 5) 井上一男：学校体育制度史 大修館 昭和48年 33-34頁
- 6) 井上一男：前掲書 大修館 昭和48年 35頁
- 7) 井上一男：前掲書 大修館 昭和48年 37-38頁
- 8) 真田幸憲：中小学校連絡に関する管見 秋田県教育雑誌 第113号 明治34年11月 1-3頁
- 9) 雄勝教育義会は郡内各小学校を数区に分け連合運動会を実施していく（私立秋田県教育会雑誌 第78号 明治31年11月46頁）。さらに秋季総集会には運動会も実施した（前掲誌 明治34年10月）。また私立鹿角郡教育会は運動部を設置し、運動会を開催した（前掲誌 明治34年11月）。
- 10) 運動会の弊害が次のように指摘されている。
 1. 平素課せざる運動を特に練習せしむる為め正課時間に少なからざる影響を及ぼす事
 2. 平素の正課たる躰操の如きは却て之を省くもの多き事
 3. 当日児童の服装を更むるもの多き事
 4. 保護者其の他家族等の来観することは望ましいけれど運動中ややもれば児童の席に混じ甚だしき児童を拉して共に飲食するが如きことある事
 5. 児童の買ひ喰ひ
 6. 会の翌日慰労等の為め臨時休業する事
 7. 概してややもすれば不規則不作法に流れ易き事
 さらに、ある高等小学校では、「教授用の器具標本等殆ど全く備はらざるに特に多大の校費をを投して庭球用具の一揃を購入したる所さへある」との問題点をあげている。（保田銓次郎：本県小学校の教授管理等に就きて 前掲誌 第164号 明治38年6月 14頁）
- 11) 秋田県教育委員会編：秋田県教育史 第5巻 昭和60年 971-972頁
- 12) 秋田県教育委員会編：前掲書 第5巻 昭和60年 973頁
さらに仙北郡医会は、明治31年に法令が出て以来大部分の町村が学校医を設置しておらず、学校衛生上好ましくないと、至急善処するようにも建議している。（秋田県教育委員会編：前掲書 第7巻 昭和61年 96頁）
- 13) 秋田県教育委員会編：前掲書 第2巻 昭和57年 427-428頁
- 14) (I)小学校の雪中遊戯
 1. 雪踏
一夜のうちに雪でふさがった通路をこの運動方法で確保することもできる。
 - 1) 児童を4列縦隊に整列させ、軍歌などをうたいながら行進して校門から玄関、出入り口と戸外運動場の間の通路を確保していく。
 - 2) 児童を横隊に整列させ、大間隔をとって前進ししばらくして側面に整列させ、井桁を表すように横断行進をさせ、全運動場を雪踏みしていく。
 - 3) むしろ数枚を雪の上に置き踏み固めながら全運動場を進

む。

- 4) 強壯な者を先頭に縦列に列べ、駈け足で大円形に廻らせ徐々に内側に進んで場所を確保していく。
2. 雪山築き
雪山は使用目的（雪・橇すべり、保塁、障害物など）により広さ、高さ、勾配を変える必要があるが、雪かきスコップ、むしろ等で共同して築かしていく。
3. 壘奪い（尋常第三，四学年以上の男子）
二組が約10間の間隔をとり高さ6尺幅3，4尺程の台場を作り対峙する。さらにそれぞれの台場の4間程後方に高さ、直径とも7，8尺の円柱形の本壘を築き旗を立てる。各組は攻撃隊と守備隊に分かれ、守備隊はさらに本壘守備と台場守備に分かれる。攻撃隊が自軍の台場を乗り越え、相手側台場を乗り越え、本壘上の旗を先にとると勝負がつく。攻撃隊の選ばれた指揮官は相手側の台場を乗り越えずに台場に上がり、味方を助ける特権が与えられる。
4. 雪すべり
雪山の上から小さな橇あるいは履物の下に「竹を附着したるもの」ですべる。
5. 雪泳ぎ競争
児童を二分して、雪中の一定の距離を疾走させて先着人数を限って勝敗を争う。
6. 搜索遊戯
二組に分け、それぞれ円陣をつくり、円内に一人入る。その者は一寸四方の板を持ち、始めの合図で各組が回りながら歌を歌っている間に雪の中に板を隠す。次の合図で止まり、中の者が組を変えて板を探し出す。
7. 模型製作
雪の塊に手を加え、雪だるま、兎、犬、馬、軍艦、砲台、港湾、嶋々、海峡等の模型を作成する。共同して作業することと設計工夫そして出来栄え等の批評を行う。それにより眺めて楽しむと同時に「事業の成功に対して寒気をも顧みず能く作業に従事」するようになっていく。
8. 雪合戦
二組による雪合戦で、雪玉に当たった者を負傷者として戦列を離れさせる形式の他、帽子を取られた者を戦死者としたり、大将の印を取った時に勝敗を決する形式もできる。女子は後方での雪玉作りとその運搬の役割となる。
9. 雪の花園（尋常第一学年）
風がない雪の降る日を選び、板屑で雪の上に山や壇の形を作らせ、柴枝に各色の布片をつけ山や壇に立てる。しばらく後に雪が積もり、「各色の布片と相映して美観」を表し、その「配置構造」により優劣を競う。
10. 遠洋漁業
一組10名の班をつくり、1から4までを漁船とし、5を「海獣」とする。漁船は4列縦隊となり前方約5間の所に「海獣」が横に並ぶ。漁船隊の各人は用意で左足を踏み出

し、遠洋漁業の歌を合唱しながら体いっぱい櫓をこぐ。歌が終わると各先頭の者は一斉に雪玉を「怪獣」に向かって投げる。「怪獣」役は体を屈し手足を動かして避けることができるが、雪玉に当たった時には、その列の後ろにつき、先頭を交代して第二回戦を始める。

11. 人梯挙上競争

人梯をつくり壘上に登り早く相手の壘上の旗を取る競争。

12. 雪玉転がし

気温が暖かくなり積雪が湿気を含んでくる時に、雪玉を転がし膨大するに従い人員を増やしていく。

13. 築城及城落し

二組に分かれ、それぞれ一人を総督とし残りを五分隊程に分け分隊長を決める。総督は築城の設計をし各分隊に役割分担をする。築城した中に藁の小屋を作り、鋸屑か枯草を入れ少量の石油を注ぎ「砂糖鹽酸加里を紙上に置き茶碗に希硫酸」を入れて準備を整える。そこで両軍の雪玉による城攻めが始まり、茶碗を倒し火災を起こしさらにその火を消し止めた方が勝ちとなる。

14. 雪玉運び競争

雪を転がして5、6貫程の雪球をつくり、三人一組でむしろの畚にのせて競争する。

15. 軍艦遊び

二組に分かれ、それぞれがさらに五人一組の横隊を作り、中央の者から左右に順に腰帯をつかみ、中央の者のみ両手が自由に使えるな体形が一艘の軍艦となる。中央の者のみ雪球を投げることができ、左右の者は片手で雪球を作り中央に送る。中央の者に雪球が当たると沈没となり、右または左側に当たるとその側は雪球を作れない。左右に当たると戦闘能力を失い自軍陣地に戻る。早く相手艦隊を全滅した方が勝ちとなる。

16. スケート遊び

池水、河水の結氷した上を滑るか雪を堅く踏み固め、その上に水を注いで結氷させる。

(2) 中等学校の雪中遊戯

1. 日々の雪中遊戯

休憩時間を利用しての雪球投合であり、個人と団体での方法がある。板の人形を作り、頭胸腹部あるいは上下肢部等への命中による優劣を競うというものもある。冬季に科外運動として撃剣柔道を奨励する時には、生徒の自由に委ね元氣と耐寒力を養わせることをめざし、教師は巡回しながら励ましながらも過激にならないように注意する。

2. 定期的雪中擬戦

積雪の盛時に団体競技会として雪戦会を開催していく。平素鍛錬している元氣、耐忍力を確認させ、「心胆を練り筋骨を鍛え敏活なる動作に熟」させあわせて「秩序を守り規律を重んじ公共的精神を発揮して団体的敵愾心を養成」していくことを目的とする。そのためにも各要職にある人

や父兄を招待していく。諸注意等は次のようである。

1) 戦隊の編成：全校生徒を二大隊に分け、さらに小隊分隊に細分化し各長と参謀長参謀官を分属させ、別に判官一名、審判係若干名を決める。両軍の編成作戦に関する方法は少なくとも一週間前には生徒幹部で計画させておく。ただしそのために一時間といえども授業を休止してはならない。

2) 築城構壘：約百メートル隔てて各陣を作り、城は高さ約一丈三尺(約3.9m)、下部直径約一丈(約3m)、上部直径三尺(0.9m)で城上に紅色か白色の旗を立てる。各城の前方に約13メートル間をあげ二重の雪壘(長さ三丈六尺、高さ七尺)を作る。壘は前日土曜の午後に作り、城は当日午前中に築き、時間を決めそれ以外には作業をさせない。

3) 旗奪：戦員全体を部署につかさせ午後一時戦闘開始の合図で、相手城上の旗を奪うことをめざす。城を守る隊、壘を守る隊、進撃する隊を分けるか、ひとまとめに進撃するかあるいは歩兵のみか三人で騎馬を作るかなどは事前の計画に沿って進められる。事前に決められた衛生隊は両軍の間を救護に走り回り、審判係は過激にならないように注意する。

一回の戦闘は約30分間として休憩を30分間取り、三回ないし四回の攻防を行い、午後五時には全盛と整列、校長講評をもって終了する。

4) 余興として雪山や雪の軍艦に「化学的装置」を設けて、雪球が命中すると爆発を起こす等もその場を盛り上げる。

3. 部隊行軍遊戯

できるだけ多くの人数を中隊もしくは小隊に編成して、地点を決めて雪中行軍を行うものである。若干名に「カンジキ」を履かせて先発隊とさせ、その後雪掻きを所持する一隊を送り出し、漸次後方よりくる本隊のために雪道を修繕しつつ目的地に達する。この運動は「全く行軍の方法により雪中軍事思想を養成し兼ねて精神を勇壮」にさせることを目的とする。

4. 雪中徒競走

1) 雪のない時に行われる徒競走を積雪多い所で、同じように行うことにより「身体の強健さ、動作の軽捷さ、活発敢為の氣象」を養成する。

2) クロスカントリー競走：出発点とゴール地点は同じにして、途中の経路は各自の任意としてゴール地点を山頂や障害物や経路が多い地点にすることが興味を高め、「判断推理」の練習にもなる。

(秋田県教育会：北海道雪中遊戯方法 前掲誌 第170号 明治38年12月 19-25頁)

15) 秋田県教育会：冬季に於ける適良なる運動方法 前掲誌 第244号 明治45年1月 42-43頁

16) 秋田県師範学校編：創立六十年 昭和8年 761頁

- 17) 秋田県教育会：氷上運動場の設立に関する件 前掲誌 第227号 明治43年8月 1-2頁
- 18) 秋田県編：秋田県史 第7巻 昭和52年 414頁
秋田県教育委員会編：前掲書 第5巻 昭和60年 1131頁
- 19) 秋田県教育会：氷滑の開場式 前掲書 第221号 明治43年2月 65-66頁
この開場式の来賓は数十名であり実際の練習生は500名との記載もある(同 66頁)。
- 20) 秋田県教育会：会報 前掲書 第221号 明治43年2月 66頁
- 21) 秋田県教育会：会報 前掲書 第233号 明治44年2月 1-2頁
なお、氷上運動会発会式の式次第は以下のようであった。
第一号鈴 県立学校生徒小学校児童及有志者集合
第二号鈴
1.来賓入場
2.修礼
3.会長式辞
4.唱歌(進メ矢玉)
5.修礼
6.来賓以下順次退場
第三号鈴 運動開始
1.随意滑走 凡15分間 (職員)
2.模範滑走 各学校 2, 3名ずつ選出
3.蜜柑拾 8回 1回40名ずつ
第四号鈴 閉会
- 22) 秋田県教育会：八郎湖氷上大運動会の景況 前掲誌 第233号 明治44年2月 41-42頁
- 23) 秋田魁新報によれば、「例の身を切るような寒波に怯気たちて次第に意苦地無しの子が出来一人減り二人減って終に八百人になったのは遺憾」であったと、当初は千名を越える参加者が予定されていた。学校別の教師と児童生徒の参加者を以下のように伝えている。
旭南小学校 9名 高等小学校 41名
中通小学校 55名 附属小学校 27名
保戸野小学校 47名 旭北小学校 15名
築山小学校 39名 明德小学校 36名
高等女学校 26名 工業学校 62名
秋田中学 174名 男子師範学校 79名
さらに、教育会関係者、来賓が約150名参加している。
(秋田魁新報：八郎湖氷上の壮観 明治44年1月26日付)
- 24) 秋田からの参加者を出迎えた児童は、約800名でその内訳は以下のようである。
鹿渡小学校 100名 森岳小学校 14名
飯田川小学校 101名 大久保小学校 20名
五城目小学校 190名 下井川小学校 100名
一日市小学校 135名 大川小学校 147名
- (秋田魁新報：八郎湖氷上の壮観 明治44年1月26日付)
- 25) 秋田県教育会：八郎湖氷上大運動会の景況 前掲誌 第233号 明治44年2月 42頁
- 26) 秋田県教育会：八郎湖氷上大運動会の景況 前掲誌 第233号 明治44年2月 42頁
- 27) 秋田県教育会：総会議事録 前掲誌 第237号 明治44年6月 23頁
- 28) 秋田魁新報：二千余の学生 明治45年1月23日付
- 29) 秋田魁新報：二千余の学生 明治45年1月23日付
- 30) 秋田県教育会：代議員会議事録 前掲誌 明治45年5月 35頁
- 31) 秋田県教育会：会報 前掲誌 大正元年12月 第248号 2頁
- 32) 秋田県教育会：会報 前掲誌 大正2年2月 第257号 44頁
- 33) 秋田県教育会：会報 前掲誌 大正2年2月 第257号 41-44頁
- 34) 秋田県教育会：会報 代議員会議事録 大正2年5月 第260号 26-27頁
- 35) 荒巻廣政：各府県スキー発達史 秋田県地方 スキー年鑑 1936-1937 No.9 173頁
- 36) 秋田県体育協会：体協30年史 昭和29年 87頁
- 37) このスキー講習会の日程は、現在のところ異なった記述があり確定できない。
中村知也は2月12日より二週間とし(秋田魁新報 大正2年2月2日付)、2月13日～28日(和田忠編著：秋田のスポーツ 平成4年 10頁)との記述とさらに「柳谷直比古日記」では、2月15日から二週間とされている(秋田県教育委員会編：秋田県教育史 第二巻 498頁)。なお、中村、柳谷はこの講習会に参加している。
- 38) 秋田魁新報：本県のスキー界 大正2年2月2日付
- 39) 秋田県教育委員会編：秋田県教育史 第2巻 柳谷直比古日記 昭和57年 498-504頁
柳谷の日記からスキー講習会に関わる事項をまとめると以下のようになる。
2月14日
翌日からの第17連隊のスキー講習会参加をすすめられるが、児童のことを思い辞退する。
2月15日
スキー講習会参加を命じられ、明後日より参加することを決める。
2月16日
不在の期間の仕事をかたづけ、同僚に児童の指導を依頼する。
2月17日
午前中に千秋公園(以下公園)にて、講習会の見学、スキー術の注意事項等を読む。借りるスキーがなく、午後は休み。

2月18日

午前9時より午後4時半まで公園で練習。講習日記に90種類の滑降法。スキー練習には沈着さが必要と痛感。

2月19日

午前中は手紙書き。午後1時より4時半まで公園で練習。横滑降とこれまでの復習。足の痛むまで練習するが、なかなか自得できず。ただし拠止法の要領を若干体得する。

2月20日

午前8時に連隊に行く。午前11時半に公園から引き上げる。斜面上に於ける行進法と滑降中の足の交換法。平地行進の練習不足で何事もうまくできない。毎日の練習により日頃から体操を行っている自分でさえ「諸部骨痛」を感じる。

2月21日

午後1時より午後4時半まで公園で練習。制動滑降、滑降中の方向転換。

2月22日

午後1時より午後3時半まで将校集会所にて学課、行軍に関する心得などを聞く。

2月23日

午後1時より金照寺山で練習、午後5時に戻る。弧状滑降、開脚昇。

2月24日

午後8時より正午まで公園にて練習。行進中の廻転法及びクリスチャニヤ拠止法。鶴見亘信著『スキー術』を読む。技術に関して理論より実際が主であることを実感。

2月25日

日曜日で講習会は休みであるが、午前9時から午後4時頃まで金照寺山で個人練習をする。弧状滑降の要領を体得し、『スキー術』に補書する。

2月26日

午後1時より赤沼方面に雪を求めて練習に行く。送別会の相談をし、即日午後5時より女子付属校にて送別茶話会を催し、村野中尉に銀盃を贈る。球状に突出する雪丘で練習。明日より太平山登山、帰宅し準備。

2月27日

太平山登山一日目。午前8時半17名にて出発。午後1時半木曾石村から11名でスキー登坂。午後3時大平瀧、4名が下山。雨の中高嶺を一つ越えるが、午後7時半となり炭小屋で泊。

2月28日

太平山登山二日目。「雨は降る降る雪は融ける火は消える風は荒れる寒気は立つ」状況で睡眠もできず、煙の充満した炭小屋で夜明けを待ち下山。雪解けの水が橋を流し、寒流に身を浸して午前9時に木曾石村着。午前11時半に連隊に戻る。

2月29日

昨日までの苦闘も思い出となり、「一生の好経験好教訓好自信」を得、午後2時の馬車で土崎に帰る。

40) 秋田県教育委員会編：秋田県教育史 第2巻 柳谷直比古日記 500頁

41) この太平山登山については、「偽りなく告白すれば此挙は積雪少なきため殆ど失敗であった、教官村野氏甚だこれを遺憾とし渡鮮の際に余と煤賀を其邸に招き再挙必ず目的を達せよとはげまされた」と回顧している。(秋田魁新報：本県のスキー界 大正2年2月2日付)

42) 秋田県教育会：法令 秋田県訓令甲第九号 前掲誌 明治45年2月 第245号 巻頭

43) 秋田魁新報：本県のスキー界 大正2年2月2日付

44) 秋田魁新報：本県のスキー界 (二) 大正2年2月3日付